

議第29号 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（令和7年8月7日付け）等を踏まえ、手当の新設等をするものです。

2 改正の内容

初任給調整手当について、新たに採用された職員のうち、採用の日において、勤務する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して均衡上必要があると認められる職員に対して支給するため、第二種初任給調整手当を新設します。

具体的には、呉市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和28年呉市水道局規程第10号）を改正し、呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）の定めるところにより、新たに採用された職員であって、当該採用の日において当該職員の給料月額及び地域手当の月額の合計額を基に算出した額が、勤務する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して同規程で定める額を下回る職員に対して、その差額を支給することを予定しています。

また、この度の第二種初任給調整手当の新設に伴い、現行の初任給調整手当の名称を、第一種初任給調整手当に変更します。

3 施行期日

令和8年4月1日